

愛荘町少年補導委員会
管外研修の報告について



11月26日、愛荘町少年補導委員会が管外研修として、滋賀県警察本部と大津少年鑑別所を訪問しました。滋賀県警察本部では、通信指令室と交通管制センターを見学し、通信指令室では、110番通報を迅速に処理され警察官が現場へ駆けつけるまでの仕組みを、交通管制センターでは、収集した県内の交通状況をAIを活用し、信号機の調整等を行うことで、交通量を適正に制御する仕組みを学びました。「安全で安心な滋賀県づくり」に全力で対応されていました。

大津少年鑑別所(こころの相談室おうみ)は、非行のあった少年を収容し、少年審判に備え、医学・心理学等の専門知識に基づき、少年自身や周囲の問題点を洗い出すことで、ふさわしい処遇を検討し、少年が健全な社会生活を営むための助言や指導を行っています。



この見学を通して、少年鑑別所の役割や少年保護手続きの流れなどについて理解を深めました。今後の補導活動に生かしていきます。

☎ 愛荘町少年センター ☎0749-42-8018

子どもなんでも相談室

発音について



前回、ことばの基礎となる力について、「ことばのビル」という考え方をご紹介しました。土台から順番にビルを建てていくように、基礎となる力が積み重なっていくことで、ことばが話せるようになることです。今回は、「ことばのビル」の2階の部分にあたる、「体の発達にそった十分な運動」についてお伝えします。

当センターでは、よく「発音が不明瞭で何を言っているかわからない」というご相談を受けることがあります。そのようなお子さんの中には、体の使い方が不器用なお子さんが多くおられます。

人の体の動きは、中心から外側に向かって発達します。例えば、手の使い方で考えると、赤ちゃんは初め取りたいものをつかむことができませんが、成長するにつれて、手を伸ばして物をつかめるようになり、やがて指先で物をつまめるようになっていきます。口の動きも同様に、初めは母乳やミルクを飲み込むだけだったのが、

食物をかむことができるようになり、やがて唇を使って吸ったり吹いたりという複雑な動きができるようになっていきます。このように、体の発達は全身が関係しており、その子の体の発達にそった十分な運動を心がけることで、次の段階の体の成長へとつながっていきます。

ことばが不明瞭で聞き取りづらいときには、発音の言い直しをさせたくなくなったりするかもしれませんが、体全体の成長の影響も考えられます。また、何度も言い直しを求められることで、お子さんが話したい気持ちをなくしてしまうこともありますので、言い直しをさせるよりは、親子で一緒にたくさん運動遊びをするのがよいでしょう。ブランコ・アスレチックの山登り・鉄棒など、揺れに対して体をふんばったり、歯をくいしばったりするような遊びに、一緒に取り組みましょう。お子さんが4歳児さんになっても発音が気になるようなら、当センターにご相談ください。

参考：「健診とことばの相談」中川信子著、ぶどう社
☎ 健康推進課 子育て世代包括支援センター ☎0749-42-4887

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊀=申し込み先 ㊁=問い合わせ先

湖東圏域 「福祉のしごと就職フェア」開催



▲詳細はこちら

湖東圏域「福祉のしごと就職フェア」を開催します。仕事の内容を直接お話できます。参加費は無料です。軽装でお越しください。

日時 令和7年2月20日(木) 13時30分～16時00分
会場 プロシードアリーナHIKONE多目的ホール

☎ 甲良町役場 保健福祉課 ☎0749-38-5161



おめでとうございます

飯嶋 キヌさん(お間)が12月25日に100歳のお誕生日を迎えられました。お体を大切に、いつまでも元気でお過ごしください。

☎ 福祉課 ☎0749-42-7691

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊀=申し込み先 ㊁=問い合わせ先

暮らしの掲示板

健康保険証について

ホームページはこちら▶



令和6年12月2日から保険証の発行が終了し、「マイナ保険証」(保険証利用登録されたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行されました。医療機関等でマイナ保険証を使用することで、最新の公的医療保険の資格状況で受診できます。

今後交付される書類と医療機関受診方法

マイナ保険証	交付される書類	受診に必要なもの
あり	資格情報のお知らせ	マイナ保険証 ※マイナ保険証が使えない医療機関では、マイナンバーカードと資格情報のお知らせが必要
なし	資格確認書	資格確認書

※現在お持ちの保険証は有効期限まで使えます。
※保険証の有効期限までに「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が送付されます。

利用登録について

マイナンバーカードを保険証として利用するには、スマートフォン・パソコンなどで、事前にマイナポータルから利用登録が必要です。また、マイナンバーカードの保険証利用に対応している医療機関等や住民課、秦荘

支所、セブン銀行ATMでも利用登録ができます。
※利用登録の解除をする場合は、加入している医療保険者に申請することで解除できます。

健康保険証として利用するメリット

○より良い医療を受けられます。
医療機関等の受診の際、薬の情報や健診結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

○窓口で限度額以上の支払いが不要です。
高額な医療費が発生する場合でも、ご自身の高額な医療費の一時的な負担や、役場で限度額適用認定証を申請する必要がなくなります。

○マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単になります。
マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除を申請できます。

○就職・転職・引越後も健康保険証として使えます。
新しい証書の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。

☎ 住民課 ☎0749-42-7692

コミュニティ助成事業(宝くじ助成)

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や、安全な地域づくりの推進および活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を実施されています。

島川区がコミュニティ備品を整備

島川区は、コミュニティ助成(一般コミュニティ助成事業)を受けて、斜面草刈機、デスクトップパソコン、複合機、除雪機、物置等を整備されました。

【備品一覧】斜面草刈機、デスクトップパソコン、テーブル、3段引き出し、オフィスチェア、複合機、除雪機、物置



百々町自治会がコミュニティ備品を整備

百々町自治会は、コミュニティ助成(一般コミュニティ助成事業)を受けて、除雪機を整備されました。

【備品一覧】除雪機



☎ みらい創生課 ☎0749-29-9046

口座振替済通知書の廃止について

町税等を口座振替により納付いただいた方でご希望者に「口座振替済通知書」を送付していましたが、経費削減および省資源化の観点から、令和7年3月振替分をもって廃止することとしました。

口座振替の振替結果につきましては、預貯金通帳等によりご確認くださいませよう皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

通知書を廃止する町税等

町税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

確定申告の際、固定資産税を必要経費として申告する場合は、毎年5月に発送される「納税通知書」で税額を確認していただけますので、そちらをご利用ください。

※「口座振替済通知書」は確定申告への添付が必要な書類ではありません。

☎ 税務課(町税) ☎0749-42-7690
☎ 福祉課(介護保険料) ☎0749-42-7691
☎ 住民課(後期高齢者医療保険料) ☎0749-42-7692